

## 川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付要綱

29川こ保第351号

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所及び川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う保育所（以下「保育所」という。）において、低年齢児の更なる定員を超えた受入れを行った場合に、保育士の負担軽減を図ることを目的に、子どものための教育・保育給付費等の支給対象となる職員以外に保育補助者を雇い上げる費用に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる保育所)

第2条 この補助金の交付の対象となる保育所は、年度初日時点で0歳から2歳までの合計利用児童数が0歳から2歳までの合計利用定員数に対し、108%以上の受入れとなっている保育所とする。ただし、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第45条及び川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第4条に規定する乳児室又はほふく室の面積、保育室又は遊戯室の面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積等の基準の範囲内で可能な限りの受入れによるものとする。

(対象となる保育補助者)

第3条 この補助金の交付の対象となる保育補助者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育士資格を有していない者
- (2) 原則として勤務時間が週30時間以下である者
- (3) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者
- (4) 年度当初から0歳から2歳までの利用定員を超えた受入れの保育補助に当たる者
- (5) 年度を通じて子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない者

(補助金交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表2に定める対象となる経費と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その結果を通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付は、補助金の交付の申請をした者が保育補助者の雇上げを円滑に行えるよう概算払いとすることができるものとする。

(補助金の変更交付)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、対象となる経費の額の変更により、交付額に変更が生じる場合には、川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金変更交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の場合において準用する。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(実績報告)

第9条 この補助金の交付を受けた者は、対象となる保育補助者の雇上げの実施期間終了後30日以内に、川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

対象となる経費	補助基準額
保育補助者の雇上げに必要な報酬、給料、手当、賃金、共済費等	1. 定員が121人未満の施設の場合、1か所当たり年額2,215,000円とする。 2. 定員が121人以上の施設の場合、1か所当たり年額4,430,000円とする。